

参考資料 1

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)【抜粋版】

(総論)

意見5 加入光ファイバの接続料の水準次第では、電力系事業者など自前の加入者回線設備を保有する事業者は、市場からの撤退を余儀なくされ、設備ベースの競争がなくなるだけでなく、加入者回線設備と一体となったアクセスサービスのサービスベースの競争もなくなり、通信市場の健全な発展を阻害することを懸念。このため、本接続料の議論においては、NTT東西と接続事業者だけでなく、自ら光ファイバ網の構築を行いNTT東西と競争を行っている事業者を含めた3者間における公平性が保たれるよう十分な配慮が必要。(ケイ・オプティコムほか2社)、(NTT東西)

今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTHサービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置付けを有することが見込まれる中で、FTTH市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、加入光ファイバの1芯当たりの接続料の低廉化を図ることが、FTTH市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられるが、この際、ご指摘のように、当該低廉化措置が、設備競争の進展に支障を与えないように配慮することも重要と考えられる。

1. 算定根拠

意見7 NTT東西が開示している接続料算定根拠は、表面的な算定過程を示しているのみで、算定根拠として重要となる算定根拠データの妥当性を示すものがないなど情報の開示が不十分な点が多く、客観的な観点で合理的に導き出される算出過程でないことは最も大きな問題点であり、接続料の妥当性を十分に検証することができない。(ソフトバンクグループ)、(イー・アクセス、イー・モバイル)、(KVH)

需要予測については、NTT東西分と他事業者分に分けて行っているが、具体的な算出方法は、申請資料やNTT東西の再意見14及び15に示されているとおり、NTT東西分のうち専用線等は平成18年度末実績に据え置き、Bフレッツは、平成22年度末の契約数を予測(東:1140万、西:900万)し、ファミリータイプとマンションタイプの契約数は戸建てと集合住宅の世帯数比で算定している。契約数から稼働芯線数を算出する方法は、ファミリータイプで8契約までを1芯収容等としているところである。

一方、他事業者分は、平成18年度末のBフレッツに占める割合に固定して稼働芯線数の予測を行っているところである。

また、今回の申請案では、利用芯線の割合について、平成18年度末でNTT東西ともに約34%であったものを、平成22年度には、NTT東日本で約52%、NTT西日本で約55%に高めることとしており、相当程度、既存の未利用芯線の活用を行うこととしておりと考えられる。

さらに、複数の芯線を太束で敷設しているケース等における未利用芯線に関する減価償却費の見込み方や将来予測で使用されている各種伸び率等の情報については、NTT東西の再意見で示されている考え方を踏まえれば、いずれも網使用料算定根拠からその妥当性の検証が可能であり、検証に必要な情報開示が必ずしも不十分とは言えない。

以上のように、経営情報に係るデータもあることから公表可能な内容には一定の限界はあるが、接続料算定の過程を検証することが可能な情報は公表されているものと考えられる。ただし、NTT東西においては、他事業者からの要望を踏まえ、接続料算定の過程を検証可能なような情報の提供にできる限り努めることが適当である。

2. 算定期間について

意見8 加入光ファイバの接続料の低廉性と予見性の確保の観点から、その <u>算定期間を接続料規則の上限である5年間とすべき</u> 。(KDDI)、(ソフトバンクグループ)
意見9 FTTHサービスの需要は、平成23年度以降においても堅調に伸びていくものと考えられ、この需要増に対応するための光ファイバに係るインフラ整備には長期間を要することが想定されることから、将来原価方式を採用する際の趣旨にかんがみ、 <u>接続料の算定期間を7年間とし</u> 、光ファイバに係るインフラ整備が進展するまでの間、 <u>安定的な接続料設定を行うことが適当</u> 。(ソフトバンクグループ)、(イー・アクセス、イー・モバイル)
意見10 NTT東西は、 <u>算定期間を3年間とした理由を改めて明示するとともに、算定期間を5年間又は7年間とした場合の結果を出した上で、合理的かつ最も競争市場を創出するための最善の方策を選択すべき</u> 。(イー・アクセス、イー・モバイル)
意見11 加入光ファイバに係る接続料は、 <u>単年度を算定期間とする将来原価方式を採用すべき</u> 。(東北インテリジェント通信)、(個人)
意見12 今回将来原価方式を採用する場合であっても、その算定期間は <u>極力短期間とし、速やかに実績原価方式に移行すべき</u> 。(ケイ・オプティコム)、(NTT東西)
将来原価方式は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを提供する機能について、 <u>5年を上限とした期間を算定期間として、その間の需要と費用を予測して接続料を算定する方式であるが、算定期間については5年以内であれば申請者が任意で設定可能である</u> 。 今回の申請は、算定期間を3年としており、上限である5年以内に設定されていることから、 <u>特段問題はないと考えられる</u> 。
意見13 急拡大するFTTH市場において、今後も予測と実績が乖離する可能性が高く、加入者回線を保有する事業者への被害が生じる可能性が高まること、また、本申請における平成20年度以降のコストの予測値は、現行の接続料の水準から大きく乖離するものではないことから、 <u>実績原価方式を採用すべき</u> 。(STNet)、(KVH)
将来原価方式は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを提供する機能について、 <u>需要と費用を予測して接続料を算定する方式である</u> 。 この点、 <u>今回の申請案について、平成18年度と平成22年度(今回の算定期間の最終年度)との間で、Bフレッツのユーザ数を比較してみても、NTT東西ともに3倍以上(NTT東日本:約340万契約→約1140万契約、NTT西日本:約268万契約→約900万契約)の増加が想定され、今後新規かつ相当の需要の増加が見込まれると言えることから、将来原価方式を適用する要件に該当していると考えられる</u> 。

3. 稼働芯線数に係る需要予測について

意見15 本申請の算定期間に係る需要については、敷設済の未利用芯線により大部分が対応可能と考えられることから、予測した稼働芯線数の増加に応じて設備投資を行うといった単純な費用算定がなされているならば、 <u>過剰投資分の費用が接続料原価に算入されていることとなる</u> 。このため、NTT東西の需要予測に基づく光ファイバの敷設計画、固定資産取得状況及び未利用芯線の実態に関する詳細な情報を開示し、 <u>既存の未利用芯線を活用した最適な設備投資の実施が見込まれていることを確認の上、最適な設備量をもとに費用を見直した上で、接続料を再度算定することが必要</u> 。(ソフトバンクグループ)、(個人)
敷設した光ファイバの中に、未利用芯線が一定割合生じるのは、以下の点にかんがみると、 <u>やむを得ないことと考えられる</u> 。 ①短期的に想定される需要に基づき、少芯ケーブルを短期間ごとに繰り返し敷設するよりも、 <u>長期的に想定される需要に対応した芯線数の多いケーブルをあらかじめ敷設する方が効率的であること</u> ②光ファイバのケーブル規格が、一定のロット単位(1000芯、400芯、200芯等)となっており、 <u>必ずしも想定される需要に近似した芯線数のケーブルを敷設可能であるわけではないこと</u> ③保守用の芯線や移転需要に対応するための芯線など利用者ニーズに対応するために必要となる芯線が存在すること

しかし、未利用芯線は、接続料算定上、費用には算入されるが、需要には算入されず、接続料の上昇要因となるため、その割合はできる限り低減させることが必要となる。

この点、平成18年度末の利用芯線の割合は、NTT東西ともに約34%であり、現行接続料が設定された平成13年当時、現行接続料の算定期間の終了年度である平成19年度には、加入光ファイバの利用芯線の割合は、メタル回線の芯線利用率である約6割に達することを見込んでいたことにかんがみると、十分な割合とは言えないと考えられる(利用芯線の割合が予測よりも低くなった理由としては、ダークファイバや専用線等の稼動芯線数が予測よりも少なかったことが主因と考えられる。)

今回の申請案では、平成22年度には利用芯線の割合について、NTT東日本で約52%、NTT西日本で約55%としており、当該割合自体は必ずしも不相当と判断されるものではないが、NTT東西においては、今後の需要の動向を踏まえながら、未利用芯線の割合が高まることのないように可能な限り効率的な敷設を行うように努めることが必要である。

なお、今回の申請案については、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進する観点から、NTT東西に対しダークファイバ需要予測の見直しを求めているが、当該見直しを行う場合は、できる限り未利用芯線を活用することによって、利用芯線の割合を高めるように努めることが必要である。

4. 耐用年数について

意見16 ①光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること、②光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること等を考慮し、光ファイバの経済的耐用年数は30年以上とすることが適当。(ソフトバンクグループ)

意見17 支障移設や災害等の断線・張替が必要なことや光ファイバは技術革新が激しいことなど、使用実態を踏まえた耐用年数を採用すべきであり、実態を把握しないまま耐用年数をむやみに延ばすことは、コストの予測値と実績値の大きな乖離を生む原因となるため、現時点で、耐用年数を延長することは時期尚早であり反対。(ケイ・オプティコムほか4社)、(NTT東西)

光ファイバの耐用年数については、平成19年9月答申において示されたLRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。

5. NTT東西の効率化について

意見18 本申請の算定根拠では、費用予測の際に見込む効率化係数を3%としているが、現状の算定根拠からはこの数値の妥当性を検証することができず、また、その水準自体も十分ではないことから、その詳細な根拠を開示し、外部からこれを検証すべき。(ソフトバンクグループ)

今回の申請における費用予測は、平成18年度の接続会計で整理された施設保全費や共通費・管理費等について取得資産伸び率等乗じ、一部の費目を除き、更に効率化係数として設定した3%を減じて行ったものとなっている。

接続料原価を構成する設備コストの算定上、効率化係数を考慮する必要がある旨の法令上の規定はないことから、その割合に係る基準も存在しないが、接続料の低廉化を図る観点から、NTT東西に対しては一定の効率化が求められる一方で、効率化が達成できないとその分乖離額が発生する点にかんがみれば、今回の3%という効率化係数は、必ずしも不十分な割合というわけではないと考えられる。

6. 乖離額調整制度の導入について

<p>意見19 <u>乖離額を事後的に調整することは、事後的な追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となり、調整時期により乖離の原因者と負担者が異なること、また、接続料の算定根拠となる需要予測や芯線稼働率等の予測は、NTT東西が独自に算定したものであり、かつ算定期間中の需要及び費用の実績は、NTT東西の事業運営結果に依存することなど問題が多く、予見性及び公平性の観点から拙速に認めるべきでない。</u>（KDDI）、（ソフトバンクグループ）、（イー・アクセス、イー・モバイル）</p>
<p>意見20 <u>将来原価方式の採用により予測と実績に乖離が生ずる要因を含むこととなり、先行投資分を含めて設備投資コストを適正に回収できる仕組みは必要。このため、今回の乖離額調整制度の導入に賛同。</u>（ケイ・オプティコムほか11社・1団体）、（NTT東西）、（個人26件）</p>
<p>意見21 <u>乖離額調整制度を採用すべき。「適正価格」は「安ければ良い」というものではなく、多くの国民が「安値ではなく、安心して継続享受出来る生活インフラ」を切望していることから、無理なダンピングを行うことなく、適正な価格を設定することが、国民／政府・自治体／事業者にも希求されるべき。</u>（NTT東西）、（個人）</p>
<p>将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものであること等から、<u>将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていない。</u></p> <p>また、今回の申請案は、現行の算定期間と今回の算定期間におけるブロードバンド市場の市場環境の差異を踏まえ、FTTH市場で事業者間競争が活発に展開される可能性を考慮したものは言えず、<u>乖離額調整制度を特例的に導入するに足る他事業者のリスクを想定した予測とも認められない。</u></p> <p>しかし、NTT東西において、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮したダークファイバ需要予測の見直しを行う場合は、<u>予測と実績が乖離した場合の回収漏れをNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、当該回収漏れ分を次期接続料原価に算入し、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが必要になると考えられる。</u></p>
<p>意見22 <u>今回申請した乖離額調整制度は、実績原価方式の乖離額調整制度と同様の制度を将来原価方式においても採用するものであり、将来原価方式が現実にかかったコストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1種類であることからすれば、認められるべきもの。また、将来原価方式を採用する場合、先々の他律的要因を含めた変動要因によりコスト回収が過不足となるリスクを調整することが不可欠であり、その乖離分は、自律的要因によるものと、他律的要因によるものを技術的に分離することはできないことから、乖離額全体を自社と他社がそれぞれの需要に応じて負担することが合理的。</u>（NTT東西ほか6社）、（個人3件）</p>
<p>考え方19に示したとおり、NTT東西において、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮したダークファイバ需要予測の見直しを行う場合は、<u>乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが必要になると考えられる。</u></p> <p>この場合、<u>乖離額調整制度の対象となる乖離額については、以下の理由から、実績接続料収入と実績費用の差額（乖離額全体）ではなく、実績接続料収入と予測費用の差額とすることが適当である。</u></p> <ol style="list-style-type: none">① <u>乖離額調整制度の調整対象となる乖離額は、ダークファイバ需要予測の見直しに係るものに限定すべきであるが、予測費用と実績費用の乖離要因として考えられる物価の変動等の外的要因やNTT東西の効率化の進展等の内的要因などは、いずれもダークファイバ需要予測の見直しとは無関係に発生するものであること</u>② <u>また、実績接続料収入と実績費用の差額をすべて調整対象とし、接続事業者で事後的に負担することとなると、NTT東西における効率的な業務運営を行うインセンティブが損なわれ、調整対象となる乖離額が増大するおそれがあること</u>③ <u>他方、実績接続料収入と予測費用の差額を調整対象とすると、実績原価が予測原価と乖離してもその乖離分が調整対象とはならないことから、NTT東西にお</u>

いては、実績原価が予測原価を上回らないように効率的な業務運営を行うインセンティブが働くこと
また、ダークファイバ需要に係る乖離額については、他事業者とNTT東西のいずれにも明確な帰責性を求めることが困難な面があることから、他事業者のみに負担させることは適当ではないが、他方、NTT東西にも、他事業者分に係る乖離額を負担させる場合、自社分に係る乖離額のみが乖離額の調整対象外となるのは公平性に欠けることから、NTT東西分に係る需要の乖離額を含めた全体の乖離額をNTT東西の利用部門を含む接続事業者で負担することが適当である。